

造園技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成21年3月

厚生労働省職業能力開発局

# 1 1級造園技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

## (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

造園職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

## (2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

## (3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 庭園及び公園</p> <p>庭園及び公園の種類、構成及び特徴</p> <p>庭園及び公園の主要施設の種類及び特徴</p> <p>2 施工法</p> <p>造園工事に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>造園工事の施工計画及び段取り</p> <p>造園の工法</p>	<p>1 庭園の種類、構成及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 都市公園及び自然公園の種類、構成及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる庭園及び公園の主要施設の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽 (2) 門及び垣根 (3) 景石、石組み、飛石及び延段 (4) 池、流れ及び噴水 (5) つくばい、灯ろう、石塔等の石造添景物 (6) 築山 (7) 園路 (8) 広場 (9) 花壇 (10) 擁壁及び階段</p> <p>次に掲げる造園工事に使用する機械及び道具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽及び剪定用機械及び道具 (2) 垣根製作用道具 (3) 石組み、石敷き用機械及び道具 (4) 運搬及び据付け用機械及び道具 (5) 掘削、整地、転圧用機械及び道具</p> <p>造園工事の施工計画及び段取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 施工順序 (2) 資材の手配、運搬、保管 (3) 作業員の配置 (4) 関連他工事との連携 (5) 工程表</p> <p>造園の工法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 地割り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(2) 次の地ごしらえの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 地形つくり</li> <li>ロ 植栽基盤（人工土壤・既存土壤の酸度、透水性、保水性等）</li> <li>ハ 整地及び排水</li> </ul> <p>(3) 植栽の施工方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 配植</li> <li>ロ 植付け及び移植の時期及びその方法</li> <li>ハ 保護及び養生の方法</li> </ul> <p>(4) 生垣、竹垣、袖垣等の垣根の施工方法</p> <p>(5) 庭石及び灯ろう等の石造添景物の据付方法</p> <p>(6) 石組み及び石積みの施工方法</p> <p>(7) 滝、流れ、及び池等の水景施設の施工方法</p> <p>(8) 園路・広場の施工方法</p> <p>(9) 地被・草花の施工方法</p> <p>(10) 法面緑化、屋上緑化、壁面緑化及び校庭緑化の施工方法</p>
庭園及び公園の管理方法	庭園、公園及び緑地の管理方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
玉掛けの方法	<p>(1) 樹木の剪定・整姿の時期及びその方法</p> <p>(2) 花木の花芽分化の時期及び剪定方法</p> <p>(3) 地被・草花の管理方法</p> <p>(4) 病害虫防除の時期及びその方法並びに農薬の散布方法</p> <p>(5) 施肥の時期及びその方法</p> <p>造園工事で使用する玉掛けの方法について一般的な知識を有すること。</p>
造園工事の附帯工事の種類及び施工方法	<p>1 造園工事の附帯工事のうち次に掲げる工事の種類及び施工方法について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土工事</li> <li>(2) コンクリート工事</li> <li>(3) 組積工事（コンクリートブロック、れんが等）</li> </ul> <p>2 造園工事の附帯工事のうち次に掲げる工事の種類及び施工方法について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給排水配管工事</li> <li>(2) 左官工事</li> <li>(3) 電気工事</li> <li>(4) 木工事</li> <li>(5) 鉄骨工事</li> <li>(6) 屋根工事</li> <li>(7) 塗装工事</li> <li>(8) 舗装工事</li> </ul>
3 材料	<p>1 次に掲げる造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p>
造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(1) 造園樹木（増殖方法を含む） (2) 地被植物  (3) 草花類 (4) 土壌  (5) 土壌改良材 (6) 肥料  (7) 農薬 (8) 垣根及び支柱用材料  (9) 庭石及び石材 (10) 石造添景物  (11) 敷砂利及び敷砂  (12) セメント等コンクリート材料 (13) れんが</p> <p>2 次に掲げる造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材及び合板 (2) タイル  (3) 鋼材及び鉄筋 (4) 金属板及び金網  (5) プラスチック製品 (6) 配管用管類  (7) 照明器具 (8) 遊戯器具  (9) 塗料 (10) 舗装材  (11) 園路・広場用材料</p>
4 設計図書 造園の設計図の作成方法  積算の方法	<p>次に掲げる造園の設計図の作成方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平面図 (2) 立面図 (3) 断面図 (4) 透視図</p> <p>造園工事の積算及び見積りの方法について一般的な知識を有すること。</p>
5 測量 測量器械の種類、用途及び使用方法  測量の方法	<p>測量器械の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる測量の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平板測量 (2) レベル測量 (3) 支距測量</p>
6 関係法規 都市公園法（昭和31年法律第79号）関係法令、自然公園法（昭和32年法律第161号）関係法令及び建設業法（昭和24年法律第100号） 関係法令のうち、造園工事に関する部分	<p>1 都市公園法に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 設置基準等に関する規定</p> <p>2 自然公園法に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 保護及び利用に関する規定</p> <p>3 建設業法に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 専任技術者に関する規定</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>造園工事作業</p> <p>見取図、平面図及び断面図の作成</p> <p>地割り</p> <p>庭木、庭石等の選定</p> <p>造園工事の施工</p> <p>玉掛け</p>	<p>1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 造園作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</li> <li>(2) 保護具の性能及び取扱い方法</li> <li>(3) 作業手順</li> <li>(4) 点検</li> <li>(5) 整理整頓及び清潔の保持</li> <li>(6) 事故時における応急措置及び退避</li> <li>(7) 危険予知活動の目的及びその手法</li> <li>(8) その他造園作業に関する安全又は衛生のため必要な事項</li> </ul> <p>見取図、平面図及び断面図の作成ができること。</p> <p>地割りができること。</p> <p>1 樹種の判定ができること。</p> <p>2 庭木、庭石等の選定ができること。</p> <p>1 造園工事に使用する工具の選定ができること。</p> <p>2 地ごしらえができること。</p> <p>3 植栽の配置、植付け、移植及び剪定ができること。</p> <p>4 植栽における保護及び養生ができること。</p> <p>5 生垣、竹垣、袖垣等の垣根の作成ができること。</p> <p>6 庭石の配置及び据付けができること。</p> <p>7 石敷き、飛石等の配置及び据付けができること。</p> <p>8 石組み及び石積みができること。</p> <p>9 灯ろう、石塔等の石造添景物の据付けができること。</p> <p>1 クレーン等の玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重量目測</li> <li>(2) 玉掛け用具の選定及び使用</li> <li>(3) 0.5トン以上の重量を有する庭木、庭石、棒鋼、鋼板、丁字型の物及び複雑な形の構造物についての玉掛け</li> </ul>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
積算	<p>2 手、小旗等を用いて行うクレーン等の運転のための合図ができること。</p> <p>設計図、仕様書等により積算及び見積りができること。</p>

## 2 2級造園技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

### (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

造園職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

### (2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

### (3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p><b>学 科 試 験</b></p> <p>1 庭園及び公園</p> <p>庭園及び公園の種類、構成及び特徴</p> <p>庭園及び公園の主要施設の種類及び特徴</p> <p>2 施工法</p> <p>造園工事に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>造園工事の施工計画及び段取り</p> <p>造園の工法</p>	<p>1 庭園の種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 都市公園及び自然公園の種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる庭園及び公園の主要施設の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽 (2) 門及び垣根  (3) 景石、石組み、飛石及び延段 (4) 池、流れ及び噴水  (5) つくばい、灯ろう等の石造添景物  (6) 築山 (7) 園路 (8) 広場  (9) 花壇 (10) 擁壁及び階段</p> <p>次に掲げる造園工事に使用する機械及び道具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽及び剪定用機械及び道具  (2) 垣根製作用道具  (3) 石組み、石敷き用機械及び道具  (4) 運搬及び据付け用機械及び道具  (5) 掘削、整地、転圧用機械及び道具</p> <p>造園工事の施工計画及び段取りに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 施工順序 (2) 資材の手配、運搬、保管  (3) 作業員の配置 (4) 関連他工事との連携  (5) 工程表</p> <p>造園の工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 地割り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目													
庭園及び公園の管理方法	<p>(2) 次の地ごしらえの方法          　イ 地形つくり          　ロ 植栽基盤（人工土壤・既存土壤の酸度、透水性、保水性等）          　ハ 整地及び排水</p> <p>(3) 植栽の施工方法          　イ 配植          　ロ 植付け及び移植の時期及びその方法          　ハ 保護及び養生の方法</p> <p>(4) 生垣、竹垣等の垣根の施工方法</p> <p>(5) 庭石及び灯ろう等の石造添景物の据付方法</p> <p>(6) 石組みの及び石積みの施工方法</p> <p>(7) 滝、流れ、及び池等の水景施設の施工方法</p> <p>(8) 園路・広場の施工方法</p> <p>(9) 地被・草花の施工方法</p> <p>(10) 法面緑化、屋上緑化及び壁面緑化の施工方法</p> <p>庭園、公園及び緑地の管理方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>													
玉掛けの方法	<p>(1) 樹木の剪定・整姿の時期及びその方法           (2) 花木の花芽分化の時期及び剪定方法           (3) 地被・草花の管理方法           (4) 病害虫防除の時期及びその方法並びに農薬の散布方法           (5) 施肥の時期及びその方法</p> <p>造園工事で使用する玉掛けの方法について一般的な知識を有すること。</p>													
造園工事の附帯工事の種類及び施工方法	<p>1 造園工事の附帯工事のうち次に掲げる工事の種類及び施工方法について一般的な知識を有すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 土工事</td> <td style="width: 50%;">(2) コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 組積工事（コンクリートブロック、れんが等）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 造園工事の附帯工事のうち次に掲げる工事の種類及び施工方法について概略の知識を有すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(1) 給排水配管工事</td> <td style="width: 33%;">(2) 左官工事</td> <td style="width: 33%;">(3) 電気工事</td> </tr> <tr> <td>(4) 木工事</td> <td>(5) 鉄骨工事</td> <td>(6) 屋根工事</td> </tr> <tr> <td>(7) 塗装工事</td> <td>(8) 舗装工事</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 土工事	(2) コンクリート工事	(3) 組積工事（コンクリートブロック、れんが等）		(1) 給排水配管工事	(2) 左官工事	(3) 電気工事	(4) 木工事	(5) 鉄骨工事	(6) 屋根工事	(7) 塗装工事	(8) 舗装工事	
(1) 土工事	(2) コンクリート工事													
(3) 組積工事（コンクリートブロック、れんが等）														
(1) 給排水配管工事	(2) 左官工事	(3) 電気工事												
(4) 木工事	(5) 鉄骨工事	(6) 屋根工事												
(7) 塗装工事	(8) 舗装工事													
3 材料  造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途	<p>次に掲げる造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p>													

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
4 設計図書 造園の設計図の作成方法	<p>(1) 造園樹木（増殖方法を含む） (2) 地被植物      (3) 草花類 (4) 土壌      (5) 土壌改良剤 (6) 肥料      (7) 農薬 (8) 垣根及び支柱用材料      (9) 庭石及び石材 (10) 石造添景物      (11) 敷砂利及び敷砂      (12) セメント等コンクリート材料 (13) れんが</p>
5 測量 測量器械の種類及び用途	<p>次に掲げる造園の設計図の作成方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平面図 (2) 立面図 (3) 断面図</p>
6 関係法規 都市公園法関係法令、自然公園法関係法令及び建設業法関係法令のうち、造園工事に関する部分	<p>測量器械の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p>
7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 都市公園法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 設備基準等に関する規定</p> <p>2 自然公園法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 保護及び利用に関する規定</p> <p>3 建設業法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 専任技術者に関する規定</p>
	<p>1 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 造園作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法      (2) 保護具の性能及び取扱い方法      (3) 作業手順      (4) 点検      (5) 整理整頓及び清潔の保持      (6) 事故時における応急措置及び退避</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実技試験 造園工事作業 平面図の作成 地割り 庭木、庭石等の選定 造園工事の施工  玉掛け	(7) 危険予知活動の目的及びその手法 (8) その他造園作業に関する安全又は衛生のため必要な事項  平面図の作成ができること。 地割りができること。 1 樹種の判定ができること。 2 庭木、庭石等の選定ができること。 1 造園工事に使用する工具の選定ができること。 2 地ごしらえができること。 3 植栽の配置、植付け、移植及び剪定ができること。 4 植栽における保護及び養生ができること。 5 生垣、竹垣等の垣根の作成ができること。 6 庭石の配置及び据付けができること。 7 石敷き、飛石等の配置及び据付けができること。 8 石組み及び石積みができること。 1 クレーン等の玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。 (1) 重量目測 (2) 玉掛け用具の選定及び使用 (3) 0.5トン以上の重量を有する庭木、庭石、棒鋼、鋼板、丁字型の物及び複雑な形の構造物についての玉掛け 2 手、小旗等を用いて行うクレーン等の運転のための合図ができること。

### 3 3級造園技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

造園職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 庭園及び公園</p> <p>庭園及び公園の種類、構成及び特徴</p> <p>庭園及び公園の主要施設の種類及び特徴</p> <p>2 施工法</p> <p>造園工事に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>造園の工法</p>	<p>1 日本庭園の種類、構成及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 都市公園及び自然公園の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる庭園及び公園の主要部分の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽 (2) 墁根 (四つ目垣、建仁寺垣)  (3) 飛石及び延段 (4) 石造添景物 (つくばい、灯ろう)  (5) 花壇 (6) 階段</p> <p>次に掲げる造園工事に使用する機械及び道具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 植栽・管理用機械及び道具  (2) 墁根製作用道具  (3) 石組み、石敷き用機械及び道具  (4) 運搬及び据付け用機械及び道具  (5) 掘削、整地、転圧用機械及び道具</p> <p>造園の工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 地割り  (2) 次の地ごしらえの方法  イ 地形つくり ロ 土壤改良 ハ 整地及び排水  (3) 植栽の施工方法  イ 根回し、掘取り方法（根巻、振るい）及び植付けの手順  ロ 樹木の支柱の方法  (4) 生垣、四つ目垣の垣根の施工法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
庭園及び公園の管理方法 玉掛けの方法	<p>(5) 庭石、灯ろう及び飛石の据付け方法  (6) 草花の植栽方法  (7) 地被工（芝生の造成）</p> <p>庭園、公園及び緑地の管理方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 樹木の剪定・整姿の時期及びその方法  (2) 花木の花芽分化の時期及び剪定方法  (3) 地被・草花の管理方法  (4) 病害虫防除の時期及びその方法並びに農薬の散布方法  (5) 施肥の時期及びその方法</p>
造園工事の附帯工事の種類 及び施工方法	<p>造園工事で使用する玉掛けの方法について概略の知識を有すること。</p> <p>造園工事の附帯工事のうち、次に掲げる工事の種類及び施工方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 土工事 (2) コンクリート工事</p>
3 材料 造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途	<p>次に掲げる造園工事に使用する材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 造園樹木（増殖方法を含む） (2) 地被植物  (3) 草花類 (4) 土壤  (5) 土壤改良剤 (6) 肥料  (7) 農薬 (8) 垣根及び支柱用材料  (9) 庭石及び石材  (10) 石造添景物（つくばい、灯ろう）  (11) セメント (12) れんが</p>
4 設計図書 造園の設計図の種類	<p>次に掲げる造園の設計図の種類について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 平面図 (2) 立面図 (3) 断面図</p>
5 関係法規 都市公園法関係法令、自然公園法関係法令及び建設業法関係法令のうち、造園工事に関する部分	<p>1 都市公園法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 設置基準等に関する規定</p> <p>2 自然公園法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 定義に関する規定 (2) 保護及び利用に関する規定</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 安全衛生 安全衛生に係わる詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 造園工事作業 地割り 庭木等の選定 造園工事の施工玉掛け</p>	<p>3 建設業法に関し、定義に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>1 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 造園作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</li> <li>(2) 保護具の性能及び取扱い方法</li> <li>(3) 作業手順</li> <li>(4) 点検</li> <li>(5) 整理整頓及び清潔の保持</li> <li>(6) 事故時における応急措置及び退避</li> <li>(7) 危険予知活動の目的及びその手法</li> <li>(8) その他造園作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</li> </ul> <p>地割りができること。 樹種の判定ができること。</p> <p>1 造園工事に使用する工具の選定ができること。</p> <p>2 地ごしらえができること。</p> <p>3 移植（根巻）及び植付けができること。</p> <p>4 植栽における保護及び養生ができること。</p> <p>5 生垣及び四つ目垣の作成ができること。</p> <p>6 庭石の据付けができること。</p> <p>7 飛石の据付けができること。</p> <p>1 クレーン等の玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重量目測</li> <li>(2) 玉掛け用具の選定及び使用</li> <li>(3) 0.5トン以上の重量を有する庭木、庭石、棒鋼、鋼板、丁字型の物及び複雑な形の構造物についての玉掛け</li> </ul> <p>2 手、小旗等を用いて行うクレーン等の運転のための合図ができること。</p>